



茨木市中小企業 設備投資応援 資金融資

大阪信用保証協会
保証付き融資

令和8年4月

申込資格

※申込資格を満たしても、この制度を利用できない場合があります。（P2参照）

一般型

- ・市内で事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を市内の事業所に導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方
- ・融資申込日時点において、市税の滞納がない方

DX・カーボンニュートラル型

※大阪信用保証協会の割引の対象となります。

一般型の資格に加え、DX・カーボンニュートラルに関する資金として申込をされる方ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限ります。

計画認定型

※「一般型」と比べて、信用保証料が優遇されます。

一般型の資格に加え、以下のいずれかに該当する方

（①～④については、医療法人及び特定非営利活動法人を除く）

- ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方
- ②中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき設備導入を行う方
- ③中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方
- ④中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方
- ⑤経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方

〈中小企業者とは下記のいずれかに該当する方です〉

中小企業信用保険法第2条第1項に定める

- ・資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
- ・常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、特定非営利活動法人、個人
- ・常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
- ・中小企業等共同組合等（窓口でご確認ください。）

なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

融資限度額

3,000万円（原則無担保）

※大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合、融資限度額に制約があります。



融資条件

資金使途

市内事業所への設備資金及び設備資金に付随する運転資金

設備に付随する運転資金は、設備資金の1/2以内となります。
(申込時に事業計画で資金内容を確認します。)

- ・先端設備等導入計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途として設備に付随する運転資金は含まれません。
- ・認定経営力向上計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途が設備資金等であることに加え、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動の資金であることが必要です。

貸付利率

大阪府制度融資「チャレンジ応援資金」設備投資応援融資の
融資利率から0.2%を減じた利率以下(固定金利)

融資期間

10年以内(据置期間12か月)

返済方法

毎月元金均等分割返済

信用保証料

信用保証協会の定める料率

※保証料の補助を受けられる場合があります。(P3参照)

次のいずれかに該当する場合は、ご利用になれません

- ①農林漁業、金融・保険業(一部業種除く)、風俗営業、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人(医業を主たる事業とする場合を除く)
- ②許認可等を必要とする事業で、その許認可等を受けていない場合
- ③銀行取引停止処分を受け2年を経過していない場合
(原則として、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合も含む。)
- ④原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務の履行が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合
- ⑤原則として、大阪保証協会及び他の保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合
- ⑥暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- ⑦融資対象設備を茨木市外に設置する場合
- ⑧その他市長が不相当と認める場合



連帯保証人

- 個人 ▶ 原則として、不要
- 法人 ▶ 原則として、法人代表者のみ必要
- 組合 ▶ 原則として、代表理事のみ必要

次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人を必要とする場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等

信用保証料補助

融資額が600万円以下の場合、信用保証料を市が補助します。

※信用保証料納付後、金融機関の貸付日より3か月以内に補助金交付申請書の提出が必要です。

申請先 茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課（市役所本館7階）

▼市HPはこちら

必要書類

- ①融資申込書（写）
- ②返済予定表（写）（金融機関から融資手続き完了後送付されます。）
- ③保証決定のお知らせ（金融機関から交付されます。）
- ④市税の完納証明書
 - ・市民税課にて別途取得していただきます。申請用紙は産業振興課で用意しています。
 - ・取得時に、申請者の本人確認できる証明書及び手数料300円が必要です。
- ⑤振込先が確認できるもの（通帳等）
- ⑥印鑑



申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、

事前に取り扱金融機関にご相談ください



融資
申込
窓口

北おおさか信用金庫本店営業部

尼崎信用金庫南茨木支店

大阪信用金庫茨木支店

京都中央信用金庫茨木支店

関西みらい銀行茨木支店

池田泉州銀行小野原支店

北おおさか信用金庫茨木東支店

尼崎信用金庫摂津支店

京都信用金庫茨木支店

関西みらい銀行茨木中央支店

池田泉州銀行彩都支店

池田泉州銀行富田支店

お申込みの前に必ずお読みください

- このご案内は、茨木市中小企業設備投資応援資金融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- 融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に金融機関にご確認ください。
- 申込書は、原則として申込人ご本人がご記入ください。
- 申込書は、申込人ご本人が直接取扱金融機関へ提出してください。郵送では受け付けません。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、茨木市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資後には、金融機関等によるフォローアップがあります。

必要書類（注1）			部数
1	□信用保証委託申込書（注2）		1
2	□信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出）		1
3	□申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1
4	□資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合は省略可）		1
5	□保証人等明細		1
6	□同意書（注3） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）※取扱金融機関所定の様式の場合があります。		各1
7	法人の場合	□履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注4） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2
		□決算書及び附属明細書（写） *決算を2期以上している場合は、直近2期分	2
		□確定申告書（写）（注5） （別表1、4、5等の写） *電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。 *申告を2期以上している場合は、直近2期分	2
8	個人の場合	□確定申告書（写）（注5） *電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。 *申告を2期以上している場合は、直近2期分	2
9	印鑑証明書（注6）	□申込人	1
		□連帯保証人（法人代表者）・担保提供者等（注3）	(1)
10	□茨木市の納税証明書のうち、「市税について滞納のない証明書」（注7）		1
11	□担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）		(1)
12	□担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書		(1)
13	□設備投資にかかる契約書（写）・見積書（写）等		該当するもの各1
14	□営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）		
15	□申込み時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあたっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、発行後3か月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合は省略可）		
16	□申込人（法人にあたっては代表者）及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格及び在留期間が確認できる住民票抄本（発行後3か月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し（在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済みであって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要）		
17	□計画書等	一般型 事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書の準用可）	1
		DX・カーボンニュートラル型 以下のいずれか ①「産業競争力強化法」による国の事業適応計画の写し ②事業計画書（計画内容が確認できる場合は、他の計画書の準用可能）及び「設備投資応援融資」の資金使途に係る確認書	1
		計画認定型 以下のいずれか ①経営力向上計画申請書及び主務大臣計画認定書の写し ②認定先端設備等導入計画申請書及び市町村長計画認定書の写し ③事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し ④連携事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し ⑤情報処理システムの運用及び管理に関する計画書及び認定申請書、認定通知書の写し（注8）	1
18	□特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（特定非営利活動法人のみ）（注9）		1
19	□「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 *経営者保証を提供しない場合は不要。ただし作成者は事業者ではなく、受付機関とする。		1
20	□その他、必要と認められる書類		

(注1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

(注3) 申込人以外の方が担保を提供する場合は、担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書及び印鑑証明書が必要です。令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後6か月経過している場合を含む。）に、保証の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出が必要です。

(注4) 令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後6か月経過している場合を含む。）は必要（写し可）です。2回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。

(注5) 書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書（その1またはその2）②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和6年12月31日以前の確定申告書（書面）については税務署受付印による確認を可能とします。※上記資料が添付できない場合は、保証協会の判断により取扱いできるものとします。

(注6) 令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後6か月経過している場合を含む。）は必要（写し可、原則3か月以内のもの）です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。

(注7) 同一申込期間の申込で、前回までの利用時に提出済みの場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。

(注8) 当初の認定から2年を超えている場合もしくは貸付実行までの間に認定の有効期限を経過することが見込まれる場合、認定更新申請書及び認定（更新）通知書写しの提出が必要です。認定申請書または認定更新申請書の内容に変更があった場合は、認定変更届出書の写しの提出が必要です。

(注9) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類です。
①事業報告書 ②計算書類（活動計算書および貸借対照表）及び財産目録（決算を2期以上している場合は直近2期分）③年間役員名簿
④社員のうち10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面

◇融資を受けられた後に必要な書類

(1) 領収書（写）等の設備実施確認資料を取扱金融機関に提出してください。

(2) 保証利用期間中に新たな決算期（申告期）が到来した場合、取扱金融機関または保証協会より決算書（申告書）等の提出の依頼がありますので、提出してください。なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館7階
TEL 072-620-1620 **MAIL sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp**